

# 資料：女性・子どもの危急対応と「性買売」法改正の方向（2）

— 新宿1955～64の検討を中心に —

田中弘子（家庭科研究室）

（平成17年6月3日受理）

## NOTES: Desirable measures to protect women/children against sexual crises and possible law amendment on sex-work(2)

— at Sinjuku 1955～64 —

Hiroko TANAKA

### 序

「性の売買」と接点があり、重複することが多い「人身取引」については近年、国際的な要請に対応する形で一定の動きがあった。人身の自由を侵害する犯罪関係の刑事法部会が審議を経て、法制審議会総会が2005年2月、「人身の自由に関する刑法典等」の一部改正について法務大臣に答申したのである。

その内容には、①罰則の整備とともに、②人身取引の防止に関わる、日本に対する国際的な要請である「人身買受け罪」の新設を含んでいる。(1)すでに2004年12月の法改正によって、罰則の上限が引上げられたが、近年の犯罪の情勢の変化が人身の自由に関する罪の拡充への契機となった。同時に、「人身売買」(2)に関連する罰則の整備は、ヒューマン・トラフィッキングをなくすことにむけた、世界的な潮流に沿うものである。

新しい人身売買罪の意味は、未成年者を含む人身買受け罪の新設が、2000年11月に国連で採択された「人身取引議定書」を締結するために日本の関係法令を整備するという側面にある。具体的には、罪の規定の追加(3)、買受けの類型の新設(4)、その法廷刑(5)である。これらの背景には、敗戦以後、日本が人身売買における「送り出し国」から、「受け入れ国」に転換した事情がある。

人身取引の対象としてあげられる近年の犯罪には、「買売春」、「誘拐」、「臓器の売買」があげられている。メールオーダー・ブライド(6)とともに、騙され、高額の借金を負わされ、パスポートを取り上げられて、売春を余儀なくさせられている人々の現実についても、近年は専ら日本が買受け側にまわっている。すなわち、日本は主として東南アジア、南米、東欧からの女性の人身取引の目的地国として認識されている。大部分は成人女性だが、偽造旅券をつかった未成年者を含むと見られる。移民政策において用心深くきびしい日本は、近年まで人身取引を防止する戦略に関して動きがなく、それが日本にたいする非難をたかめる結果となっている。実際には、人身取引と密入国、不法移民はいずれも密に行われ、それらは不可分な場合も多い。人身取引された人は、被害者として適切な保護をうけ、被害からの回復がなされるべきとの国際的な合意がある一方で、現実には多くの被害者は逮捕され、拘留され、不法移民として強制退去させられている。被害者はだまされた全ての費用を負担するが、人身取引業者は訴追されることは稀である。

日本における性的搾取を目的とした人身取引を統計で見ると、(7)2000年に被害者数104にたいし、2003年には83（警察庁、2004）である。2000年から2003年まで

(1) 日本にたいする国際的な非難について

(2) 人身取引（議定書）に伴う自由剥奪を表す用語として、売買（刑法）という表現でよいかという問題がある。法律用語としては、民法上の売買とは異なる。人身「売買」行為の中核は、人身にたいする不法な支配状態が、財産的なやりとりを伴って、移転ないし継続する点にある。このような内容を表現するにふさわしいほかの用語がない。人身取引とした場合、取引の解釈をめぐって、さらに複雑な問題がおきる。刑法上の人身「売買」については、民法上とは異なる点が明確にできるので、新しい語を設定するよりは問題が少ない。

(3) 要綱（骨子）第三条～第六条

(4) 要綱（骨子）第二条

(5) 要綱（骨子）第一条

(6) はじめてメールオーダーブライドを論じた Glodava & Onizuka "the mail-order bride phenomenon" (1994) にこの用語がつかわれた。移民法から見て、メールオーダーブライドは偽装結婚による不法移民、および女性や子どもの国際的人身売買の疑いがあると指摘され、米国で1999年に法規制がなされた（United States Immigration & Naturalization Service）。(河原崎やす子「アジア女性メールオーダー・ブライド論考—ジェンダー、エスニシティ、他者性—」日本女性学会会誌『女性学 Vol.7』1999, pp153～174)

(7) ILO駐日事務所、日本における性的搾取を目的とした人身取引 "Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan" (第1章～第3章), 2004, pp 16～17

の出身国別のすべての人身取引被害女性数は、タイが173（全体307の56.4%）で最も多い。これらの数値の増減は、一般に「送り出し」「受け入れ」双方の国の経済状況と政治情勢によって動くといわれる。不法就労者の就労内容別構成（2003）では、男性は「建設作業員」が5,426（全体の27.1%）、女性は「ホステス等接客」が4,873（全体の34.7%）で、それぞれの性別で最も高い数値を示している（法務省入国管理局，2004）。

## I 買売春に関わる法改正の方向

買売春に関わる法改正を考えると、その大枠は①現に（職業として）ある売春当事者の「諸権利」の確立と「人権」をまもること、および医療・安全を含む「環境の整備」を前提としなければならない。さらに、②買売春の禁止にむけ、または予防のために、あらゆる組織的犯罪に対する刑事処罰と、③被害者の救済、保護、支援について、行政は強力な施策をとり組まねばならない。これらの問題は一見して、相矛盾する面があると思われるかもしれない。しかし、買売春に関する法規制について、現代の各国における典型的な3つの方向性を見るとき、<sup>(8)</sup> さらにデリケートな問題を含んでおり、それらの1つ1つを丁寧に掬っていかねばならない。

ここでは、医療・安全を含む「環境の整備」を中心に、現在の段階で明らかな問題を整理するために、1969年の第24回国際廃娼会議（国際廃娼協会）（パリ）において配布された資料を参考にしたい。この問題について先行するドイツ、オランダの報告の概要は、次のようである。<sup>(9)</sup>

ドイツにおいて、売春は世論と専門家の間に関心・注目が高まりつつある問題である。

経済的に奇跡的な成長をとげた西ドイツでは、20年の間に信じられぬ程の社会変動が起こった。生活のどの分野にも「現実的な物質主義」が浸透し、これに多元的な大衆社会の中の「個人」という認識が伴い、その結果、多くの問題を含む「道徳的価値」について無関心になっている。

MarcuseやReichの計画によれば、社会革命はそれ自体が発展し、性の革命によって開会式が行われなければならない。資本主義の結果による買売春に代わって、新しい社会ではコンミュンの例に

ならない、性的な行為は禁忌や秘密から解放され、「性的な問題を拘束する公認組織としての結婚」を打破しようというものである。この考えを発展させると、買売春当事者は模範的階級でヒモは尊敬されるべき人間ということに達する。連邦民主国家（西ドイツ）では、まだこの状態ではないにもかかわらず、マスコミ、とくに映画や絵入り雑誌によって、「新しい倫理」や、買売春、乱婚に関する新しい態度を、世論が受け入れる下地が作られていると言える。

ドイツの立法機関は、買売春を「犯罪」の面よりも、「社会保健」の問題として扱っている。1927年以来、職業売春は処罰の対象ではなくなった。買売春という言葉は、刑法その他の法律の中には見あたらない。1953年7月23日に制定された「性病対策の法律」が、売春当事者の衛生検診を実施しているので、現在では保健衛生の見地から語るができるのみである。

1963年6月 連邦行政裁判所は、「職業として売春を行うものは、性病伝播の容疑者として常にとり扱われる」という法的な決定を下した。僅か25%の売春当事者が、自主的に保健所の検査を受けるだけなので、警察官は検診を受けることをすすめるために巡回することを義務と自覚している。検診によって菌が発見されなければ、彼女（彼）たちは、次の検診日が記入されている「カード」を受けとる。この日付のある「カード」は、かつての登録カードではない。

もし性病の菌があることが発見されれば、当事者が自分の責任で個人的な医者にかからない限り、隔離病棟に入ることができ、また入らなければならない。完治するまで、肉体的安全がまもられ、個人の自由の基本的権利は制限される。1927年以前の法律が、売春当事者の「健康管理」に特徴があったのに比べて、立法者の誇張した見解では、新法は「公衆衛生」的な点に重点がおかれている。新法の修正にむけた研究は緊急であるので、性病との闘いは、社会の任務のほかに、警察の任務を考慮することができる。裁判所は治療のために病院へ送致することを決定するが、売春当事者が必要な制限と治療をやめた場合のみ、彼女（彼）は刑罰の対象になる。ここで、漸く売春行為の容認が終わるのである。

<売春の形態> 売春の定義からみると、過去の形態以外に、今日的な形態と用法があらわれている。ドイツ連邦では、登録されている2万人のほかに、約5倍（8万～10万）の秘密の売春当事者がおり、さらに時折売春するものが上記よりもっと多数いる。彼女（彼）たちには、今日次のようなグループがあると言われる。

(8) 田中、資料：女性・子どもの危急対応と社会資源（1）—新宿1946～1954の検討を中心に—、愛媛大学教育学部紀要 第II部 人文・社会科学 35-2, 2003, pp 2-4

(9) 東京都民生局婦人部、外国における売春対策の現況について、1970

A. 子どもや年少者 B. 婚約の名に隠れた買売春（少女たちが占領軍兵士と婚約の形で行い、買売春の否定的な側面を弱めている。その後Kummunardenの形に生活を変える事が稀ではない。）  
 C. コールガール、パーティガール（あきらかに、彼女（彼）たちは売春当事者の中で最も文化的なもので構成される。なぜなら、大部分はほかの関連のない職業をもち、うまくカモフラージュして売春を行う。金もち、病気感染のおそれがあれば、すぐに治療している。にもかかわらず娼家の変形であるサロンのある家で、彼女たちの行動は多くの関心をひいている。）  
 D. 娼家における売春（保健管理の見地からすれば、多くの大都市の中にエロス・センターを建設することで、多くの話題の主をつくるばかりでなく、市民に支持されることを発見する。そこでは、保健的にも経済的にも可能な限り合理的になっているが、「周旋」の現実には永久に行われる。「娼家」と「娼家の主人」はいないというのが公式見解だが、実際には売春当事者の住居の所有者は、法的に妥当とはいえ高い高額な収入を得ている。すなわち、この例は法律と法の精神の解釈と間に、ギャップを示している。Bundestagでは、第5議会で刑法改正の一環として「道德規制」に関し新法を通過させたが、買売春自体に関する疑問はとり扱われていない。361条および180～181条A（売春の周旋関係）は生きている。）

連邦裁判所は、最近の判例で「不道德への勧誘」とは、その表現が通行人にとって「異例」とみえる程度の場合のみに限定するとした。この決定の意味は大きく、警察の街娼にたいする闘いは、殆どやめてしまうまでに至った。他の判例では、連邦法廷は禁止地区の合法性にふれている。一定街路と一定地域内の買売春は、刑法361条-6 a～cの規制によって取り締まられている。市の一定の地域は、買売春の規制が強められ「非合法」と宣言されている。市当局が禁止地区を決定する権限は、1960年の第5次刑法改正で再び認められた。したがってLander政府は、青少年と公的な体面の問題から職業的な買売春を禁止する権限をもっている。

ミュンヘンの研究者P.は、1969年のAbendzeitungに、「医学的見地からは公娼制度が有効である。単なる禁止は、この職業を非合法にし、伝染の経路の管理に大きな困難をあたえる。一番よいのはエロスセンターのような施設に限られた街をつくることである」との声明を発表した。一方で、Kielの研究者R.は雑誌コンセプトの中で「娼家や娼家街を、警察の手で一定の家や街に固定させることは、警察がそれらを公認することであり、衛生的、道德的、法律の見地から忌避されるべきである」と発表した。これらの議論に関係なく、ハンブルクのエロスセンターの中で、高額な貸し室は再び空き室になっている。売春当事者とヒモを統制下に

おこうとする計画は超高層ビルだったが、高価で、明るく、酒類がない等の理由で、ライバルの街娼の方が有利であった。

西独連邦の買売春の将来を考える時、性の自由の問題とともに買売春の問題性は、社会的価値の中で失われていくだろうと予見できる。一方で明らかなことは、買売春との闘いは人道主義の名のもとになお続けられる。社会学者のS.は、「現在の社会における結婚と婚前の正当性を証明する社会学的方法を設定するという事実を例として、規制された売春の存在」をあげている。しかし売春当事者の地位の再考や、誰がそれを担当するかの議論は、我々の人道的社会的認識には合致しないし、この理論の肯定が買売春の価値の再評価や賛美をすすめることを目的としていない。反対に、われわれが売春当事者の人間性をみとめ人間らしく接し、彼女（彼）たちをヒモや搾取からまもり、この職業に固定さるべきではないことを示している。（1969、ドイツにおける売春の新しい体制について、ケルン国民監視同盟F.ウエイヤー）

オランダの買売春、とくにアムステルダム市の旧市の中心部の買売春について概略を説明することは、必ず何かの役に立つかと思う。買売春は男女双方を含む問題であり、孤独から、またはしばしば性格の病いから自分を売る女性（男性）に何かの処置（ママ）をしなければならず、その相手方に対しても相談や指導（ママ）が必要である。さらに、買売春や評判のわるい家を営む男女を忘れてはならない。

オランダでは、買売春は取り締まられず、黙認されている。買売春はこの国のどの地域にもみられるが、ロッテルダム、ヘーグ、アルンヘルム、アムステルダムのような大都市の一定地域に集中して行われている。大都市の中心地では、多くの家が買売春に解放されている。

まず第一に、Zeedijkというメインストリートのある港地区には50の飲み屋がある。Zeedijkからは無数の通りや小路が続く、その裏にいろいろな名で呼ばれている「波止場」がある。中華街もあり、「酒門」「古知通り」「血の通り」など美しい名まえの小路がたくさんある。市のこの地域に、数千の売春当事者がいる。このほかに、飲食店や安いナイトクラブに働いている多数の女性（男性）たちが、買売春との境界を徘徊し、そのバランスを崩すことは非常に容易である。ほかに、月曜日だけのパートタイム活動をするグループがある。すなわち、アムステルダムでは月曜が「交換日」で、株式交換場にあつまる多数の需要に応えるためである。

買売春それ自体は刑罰の対象でないが、不徳な行為を勧誘する目的で道路上で人に近づく行為は法律で許されていない。また他

人の不道徳な行為で第三者が利益を得ることを禁止するため、不道徳な目的のために人を雇い入れることも禁じられている。この見地から Souteneur であることは罰せられる。

この地域で、善意センターは、言葉と行動によって活動をおこなっている。このセンターの活動は、刑務所矯正（ママ）活動のケースを除いては、まったく Voluntary base で行われている。善意センターの事業は、伝道と社会福祉が一体になっており、夕方か夜に、販売や布教のため街頭に出るので、飲食店や飲み屋と接触することができる。重要なことは、その気質とニーズに従い、援け得るだけ多くの種類の人たちと、積極的に接触をもつことである。高齢者、若い女性はホームリーグに招待され、子どもたちのためにクラブをつくり、バンド、スカウト、カブ、ガイドなどを結成している。日曜学校事業として、幅広い包括的な事業も行っている。事業の別の面として、宿泊所居住、居所不定、アルコール依存、高齢者、結婚生活に問題をもつ人との接触がある。別に、ホームヘルプ部をもっている。

センターは、アムステルダムの最も古い石造り建築 "d'Leuwenburgh" であり、市の古い地域のまったく中心部にある。相談時間が設けられ、誰でもお茶をのむことができ、ここで最初の接触がもたれることが多い。大きな天井裏には、無数の衣類・家具・ベッド等が、困窮にある人のために貯蔵されている。

第2善意館は "de Ruybenpurgh" と呼ばれ、集会室（150人入の大ホール1と、小ホール2）、3階には女性・少女が（たとえば売春をやめようと思っても、住居がないというような場合の）緊急の際の宿舎になっている。センターは、社会福祉の研究が可能にしてくれたことを方法とし、他の社会福祉関係の当局と密接な連携をとりつつ仕事をする。とくに非常に複雑化したケース、深層に問題をもつケースの場合は、市の保健局と継続的な接触を保っている。

買売春の社会から来る女性や少女が、センターに自由に出入りすることで、「マークされた」と感じる必要はない。彼女たちが、自分のことを報告したり、悲しみや悩みをもって来ることができ「場所」がある、ということが非常に重要である。彼女たちの悩みの多くは、住居のことや、(児童保護法で、不道徳な行為が行なわれている家では、子どもを育てることが禁止されているので)、子どもの世話や養育の問題である。

ある人は "Home League" やその他の集会に出席し、またある人はキャンプやハイキングその他にも参加している。彼女たちのために、クリスマスやその他のサービスを暗黙にもち、毎年100～150人が招待状をうけて参加する。(アムステルダム救世軍, A.M.

ボスハルツ)

これらの報告から明らかなことは、第1に、すでに買売春を否定したり禁止すべきとは考えないとした国においても、前提と詳細な抑制、限定が必要なことである。何を前提とし、抑制の規準をどこにおくかの決定は、買売春の議論の終了を意味するものではない。立法自体、非合法における危険性を少なくするための苦渋の選択であるともいわれる。このように考える場合の抑制には、次のようなことが言える。(1) 性産業と、ヒモを含む買売春を仲介・助長する(偽装を含む)一切に対して、きびしい刑事処罰を行うこと(2) 買売春のための場所を提供することによって、それを助長したり、利益を得ることを禁止すること(3) 買売春の年齢と場所を限定し、街頭や路地において、直接的に勧誘・交渉する行為を禁止すること 等である。

第2に、売春当事者に対する救済・保護・支援に関しては、①相談・シェルター、および中間的な宿泊施設の充実(業務体制の質の向上)、学習や文化的な行事の機会の提供 ②就職のための技術的な訓練や公的な学習の機会の保障、就職口の紹介、支援 ③医療・保健について、管理や登録ではない保障とその充実、それらの学習の機会の保障 ④子どもの養育・教育のためのあらゆるサポート等が考えられる。これらは、すでに日本においても売春当事者だけではなく、さまざまな理由をもった女性に対して、行政の施策や民間の努力、および広域的な提携協力等が、実践されてきており、何が必要で何が重要なのか僅かながら立証されつつある。

## II 調査研究の枠組み

### 1 1958「売春防止法」とシェルターG.

民間の機関としてスタートしたシェルターG.は、利用者が背負う問題が多岐にわたり、またそれぞれ利用する個人においても、多くは問題が複合している点がつねに共通していた。この時期に「売防法」が成立し、全国的な長年の「公娼廃止」にむけた受け皿の1つとして注目され、逆にG.が明治以来主張してきたこと、「女性の家」を建設し就職や教育を含め、彼女たちが新たに生き抜くことに対して行ってきたさまざまな支援の努力が、行政に対して少なからず反映した。女性センター、一時

宿泊、女性相談員が設置され、行政と性産業・買売春の関係が、ともかく一気に変化した時期であった。しかし、G.が内包する問題がさまざま未分化のまま、次第に行政経路によって特徴づけられ、密接な関係諸機関の中心的な存在として、よい意味でも悪い意味でもさまざまの評価の対象となった。

時代区分の(1)1946～1954の時期は、戦争とそれによる経済状況が大きく背景にあったが、同時にそれと同等に、家族問題と不就学の課題が個々の背後に重く存在していた。しかし、直接に彼女たちと向き合う女性たち(機関従事者など)自身でさえ、また多くの社会の人々が、問題を整理し、適切に合理的に対処し、解決の見通しをたてるには、物質的な不足以外にも、多くの困難があった。時代区分の(2)1955～1964の時期には、女性相談員たちの直接的な体験を通して、新しい視野をもたらした。(10) 統計的には1958年をピークに、性産業と買売春は、「売防法」体制をすり抜けて、さまざまの偽装的な性の産業に移行して行く。女性相談員たちは、その一人一人を追い、また迷い込む少女たちを受け止め、警鐘を鳴らしたのである。その影響は、現在に至るまで、専門家たちばかりでなく、学校教育にも及んでいる。

## 2 「売防法」前後の新宿の生活

次は、売春防止法全面施行15周年の折、A区福祉事務所の女性相談員担当職員から紹介された事例である。(11)

生い立ち 昭和〇〇年〇月、B区で、大工職の父の第二子、長女として生まれた。6歳の時、妹が生まれ、母は産後の肥立ちが悪くて死亡し、一家は宮城県に転居した。

小学校4年の秋、継母が来てから折合いが悪くなり、家庭不和となる。同地で中学卒業後、学校から埼玉県の靴製造工場に就職、この職場に、生涯忘れられない悪友銀子がいて、その誘いにより次々と悪の道へ転落(マヽ)していった。

二人は、はじめに吉原近くの小さなバーのついた飲み屋にとび込んだ。ここで、就職をした次の日から客をとることを強いられ、この世界の入口らしきものを知り驚いた。

3ヶ月程して、銀子に「すごくいいところがあるから、ついてきな」と言われて、その店を逃げ出し、共に、新宿二丁目「C屋」に入った。

新宿C屋での生活(口述) 「C屋には、私と同じような人が10人いました。それに、男のやくざのような人で、みんな入れ墨をした、用心棒と言うんでしょうか、8人位いました。客引きのおばさんが3人、それに、ママさんと旦那さんです。旦那さんをお父さんと呼んだりもしていました。」(略)

「お母さんは、最初は優しくて、警察の人やえらい人には、いつもとても口がうまく、私たちには段々と意地悪くなり、冷たくなって、ひどいものでした。」(略)

「私たちは玄関を少し入ったところに、好きなものを着て、並んで座っているんです。」「入って来た客が、私たちの顔を眺めて、この娘がいい、とえらびます。」「お金の出し具合で、四段階に分かれている風呂がきまります。」

「C屋は、部屋が二階に四つ、下に五つ位あって、平均一人が、三人位の客をとっていたと思います。」「お客さんの話によると、あの頃で、泊りが1万円、遊びで、5千円位が相場のようなのでした。」

「いやな客が多かったです。汚い男。嘘ばかり言って、いばっている男。」「ゲーッと、出そうになったこともあります。」「怒ってしまって、払った金を返せ、とどなられたこともあります。そんな時は、あとで、店の男の人や、ママさんに、すごく叱られるんです。何がいやだといったって、いやな男に体売る位、いやなことって、ないでしょう?」

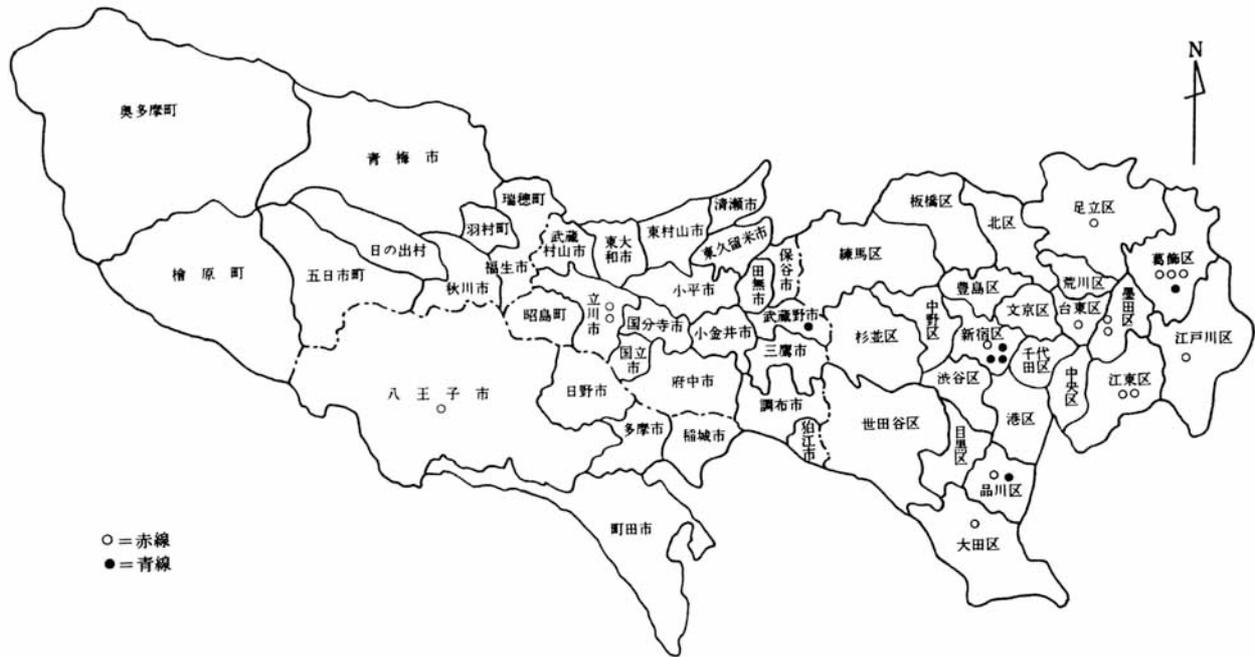
「死んだつもりでしたもの」「家が困ってお父さんに連れられて、”売られて来た”という娘は、もっともっと可哀そうでした。泣いてばかりいました。」(略)「新宿二丁目は、地獄の二丁目だとつくづく思いました。」(略)「”やめたい”等というと、すごい権幕で、『借金はどうなるのだツ』と、どなられるということだけでした。」「本当は借金などある筈がない、と思っけても恐ろしくて、何も言えなかったのです。」(略)

「検診は月二回、ママさんの部屋の隣の部屋で、病院から先生と看護婦さんが来ました。これが、いやで、いやで、どうにもなりませんでした。」(略)

廃業後、D子は銀子とともに、街頭に立って、検拳された。女性センターを知り、経由して、G寮、E寮等に入寮し、ようやく銀子と訣別した。結婚し、母となり、夫と離別したが、子どもとともに健在である。

(10) 兼松左知子、丹は、1960年代に相談員の常勤化に成功した。

(11) 東京都民生局「東京都の婦人保護—売春防止法全面施行15周年記念—」, 1973



昭和31. 8. 31現在

地域名	所在地	営業者数	従業員数	地域名	所在地	営業者数	従業員数	地域名	所在地	営業者数	従業員数			
赤線	品川	品川区北品川の一部	10	82	赤線	玉の井	墨田区 寺島7丁目、隅田町4丁目の一部	121	341	青線	北品川	品川区北品川1丁目の一部	8	54
	武蔵新田	大田区 矢口町の一部	37	142		亀有	葛飾区 亀有4丁目の一部	35	159		新宿二丁目	新宿区新宿2丁目の一部	34	130
	新宿	新宿区 新宿2丁目の一部	75	511		立石	葛飾区 本立立石町の一部	53	146		新宿三光町 歌舞伎町	新宿区 三光町、歌舞伎町の一部	265	592
	新吉原	台東区 江戸町1、2丁目、京町1、2丁目堀型町 角町	297	1,058		新子岩	江戸川区 西小松川2丁目の一部	79	197		亀有	葛飾区 亀有4丁目の一部	4	15
	千住	足立区 千住柳町の一部	52	224		東京パレス	葛飾区 小岩3丁目の一部	57	95		武蔵八丁	武蔵野市武蔵8丁目街、吉祥寺の一部	10	59
	洲崎	江東区 深川、洲崎井天町2丁目	110	486		八王子田町	八王子市田町の一部	15	74		計		1,534	5,275
	亀戸	江東区 亀戸3丁目の一部	92	306		立川羽衣町	立川市羽衣町の一部	24	97					
	鳩の街	墨田区 寺島1丁目の一部	108	326		立川錦町	立川市錦町の一部	48	181					

図I 都内「赤線」「青線」分布図 (1956)  
23区、26市、6町、9村



視点による分析項目を設定し、各項目の内容を4～5の類型に分類した。

(1) 個々の背景にある問題の類型と相互の関係

- ① 家族について
- ② 家族による養育・教育／犠牲等について
- ③ 不就学の問題
- ④ 買売春／強姦被害、性疾患、犯罪・戦争の遭遇
- ⑤ 経験した仕事の内容

(2) 主として個々人が背負っている問題（利用事由）

- ① 生活難
- ② 住まい
- ③ 健康
- ④ 産育

(3) 個々人がもつ資源と、必要とする社会資源

- ① 当事者の選択、社会復帰の意思
- ② 当事者がもつ社会的スキル等
- ③ 家族・友人・知人など／身近な支援者のサポート
- ④ 法制度的保障／措置、社会支援

3 調査の結果

(1) 個々の背景にある問題

(1) - 1 家族について (図Ⅲ-1)

生育家族員数は、産みの親が「なし、または一人親」が、(1)の時期46%から(2)の時期34%となり、相当に減少している。「養・義・継親」も、21%から僅かに減少している。

(1) - 2 家族等による養育・教育または犠牲等について (図Ⅲ-2)

無回答が平均78%だが、申告の忌避または家族の責任を、当事者が回避する姿勢が多く見られる。それ以外では、「暴力・虐待・不和」が平均14%で、最も高い数値である。これは、敗戦後と1960年以後が増加しているのだが、とくに後者が「売春経験」(図Ⅲ-4)と併行している。この事実は、近年・現代も言えることである。

(1) - 3 不就学の問題 (図Ⅲ-3)

まったく学校教育をうけていないか、または15歳未満

で学校教育を離れたのは、(1)の時期の平均54%から(2)の時期の平均32%へ、比較するとかなり減少している。具体的には「不就学・小学中退」および「小卒(尋小/高小)、中学中退」とも減少した。

逆に、「中卒・高等女学校中退」が、13%から46%へ大幅に増えている。あきらかに、就職難を含みはするが貧困のみではない、さまざまな複雑な背景、理由が予測できる。この時期の、新しい特徴的な現象といえることができる。

(1) - 4 買売春・強姦／性疾患／犯罪・戦争などの問題 (図Ⅲ-4)

買売春・強姦被害が、(2)の時期の中でも1959年以降顕著に増え、合計して平均20%をはるかに超えている。これらの増加は、この期間に行われた強制的な入寮の影響と思われる。G.からの逃亡も多く、G.の歴史の中でもG.がきびしい風評にさらされ、G.内部の生活もさらにきびしいものであったと考えられる。

(1) - 5 経験した仕事 (図Ⅲ-5)

「工場・店員等」および「手織り・洋裁等」をあわせて平均40%近くあり、((1)の時期の「無回答」が50%をこえる事が多いが)、(2)の時期は格段に増加している。いかにこの時期以降の求職の動機がよいかがあきらかである。これと併行して、「接客・売春」と「使用人・手伝い等」が同様に増加した。これらの間の移行、転職もある。

(2) 個々人が背負っている問題（利用事由）

(2) - 1 生活難 (図Ⅳ-1)

全体的に無回答が少なくないが、(1)の時期に平均4割、(2)の時期は平均6割が無回答であった。逆に、「盗難・借金・家族の病、等」と「失職・解雇、等」を合わせて(1)の時期が平均6割、(2)の時期がばらつきがあるが平均4割で、逆転している。

(2) - 2 住まい (図Ⅳ-2)

(1)の時期は、「無回答」が平均約2割で、「ホームレス」「家出」が併せて平均約50%と高い。「その他(住込み等)」「施設転々」を併せると、約8割である。(2)

の時期は、「無回答」が平均約4割で、「ホームレス」「家出」が併せて平均約2割である。「その他(住込み等)」「施設転々」を併せると50%近くになり、女性の「就職」の浸透とともに、一部に含まれる「接客・売春」は、ぎりぎりの選択であったといえる。

### (2) - 3 健康 (図Ⅳ-3)

(1)の時期が「無回答」が多く6割を超えているが、1958年以降に「無回答」が平均2割と減少しているのは、検診ないし調査が強制的に行なわれた可能性もある。また(1)の時期に、「性感染症」「依存症」「疾患・障害」を併せて約2割だが、同じ1958年以後は、平均約7割で、非常に高くなっている。

### (2) - 4 産育 (回答数:実数) (図Ⅳ-4)

「中絶・流産・死産」「妊娠・出産」等、いわゆる Reproductive Health/Rightsの問題は、とくに(1)の時期には認識、視点が明確にあらわれず、問題を問われる余裕もなかった状況が窺われる。(2)の時期のうち、1956年以降はとくに「中絶・流産・死産」が高く、平均年間10人近くである。1958年以後は「妊娠・出産」も高く年間平均約5人であり、あるいはこれらの事の緊急性が優先されて、入寮した可能性も考えられる。

### (3) 個々人がもつ資源と、必要とする社会資源

#### (3) - 1 当事者の選択・社会復帰等の意思 (図Ⅴ-1)

全体的に「無回答」が多く、(1)の時期は約6割、(2)の時期は約7割である。「求職」「職業訓練」に対する意思は、(1)の時期は4割を超えるが、(2)の時期は平均約2割である。(2)の時期の人々が、健康問題に阻まれて社会復帰が困難であるのと、職業へのさらなるダメージや壁の存在が考えられる。

#### (3) - 2 当事者のスキル等 (図Ⅴ-2)

(1)の時期の「無回答」は約5割で、(2)の時期は約9割におよぶ。前者は、「教育・訓練」の意思と「社会知・スキル」をもっているか、については、5割を超える。後者は、「教育・訓練」の意思はばらつきもあるが1割以下で、「社会知・スキル」を身につけているかどうか、については殆ど顕著に見られない。勿論、

この事項については、調査の不正確さがあることを否めない。

#### (3) - 3 身近な支援 (家族・友人・知人・地域等)

(図Ⅴ-3)

この項目も書面資料から読み取ることが難しく、「無回答」「その他」が多く、具体的な「支援資源」も、ばらつきが多い。今後、典型的な個別の事例を検討する必要がある。(1)(2)を通して、「親・親類・きょうだい」が最も多く、平均約2割、「友人・知人」が平均約1割である。

#### (3) - 4 社会保障・法制度・社会支援 (図Ⅴ-4)

(1)の時期は「無回答」が多く、平均5割を超え、(2)の時期は「その他」が平均5割を超える。後者の「その他」の内容について詳細に検討する必要がある。また、(1)の時期は「自立支援(施設)」が多く平均約3割だが、その内容はさまざまであった。住居や経済など「生活支援」が1割を超える。(2)の時期は、2つを併せて平均2割以下である。

## 結

G.の利用者に関し、1964年までの資料の調査を中心に、得られた論点は次の通りである。

(1) 1958年の「売春防止法」を挟んで、1955年から1964年の期間に、状況は急転した。10歳代が減少して20歳代以上が増加したこと、学校歴が上昇したこと、売春の経験者が増え、求職の意思が明確に見えることなどである。その一部は警察が活動し、強制的に入寮をさせられ、検診を強要された状況も推測できる。また、市場の一角としての売春に、多くの女性が収入を求めて集まった事も推察できる。

(2) 一方で、医療・安全面、および reproductive Health/Rightsの重大で深刻な問題が、前面に浮かびあがってきた。買売春のみならず、性の問題ならびに女性問題の、まさに環境の改善の第一歩として、医療・安全面、産育をはじめとするとり組みが必要であった。

(3) 法律制定から数年を過ぎると、業者、従事者が身の振りを変え、別の装いのもとに再び潜行し、活躍を開始する。

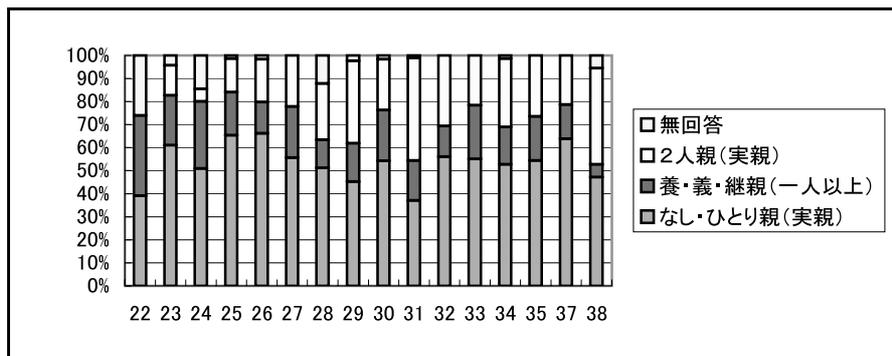
あらたな業者、従事者の統制に効果がなく、女性たちに烙印を押すといわれた「売春防止法」は、立法以後、「ヒモ」を含むそれらの「買春をすゝめる力」に対するきびしい処罰等の対応と方法を、歴史的にせまられることになった。他方で、女性相談員たちと福祉・医療・行政などにおいて、部分的にであれ「あらたな覚醒」を生み、性や女性問題に重要な視角をあたえた。

1946～1954年までの期間で、明らかになった問題は次のようであった。

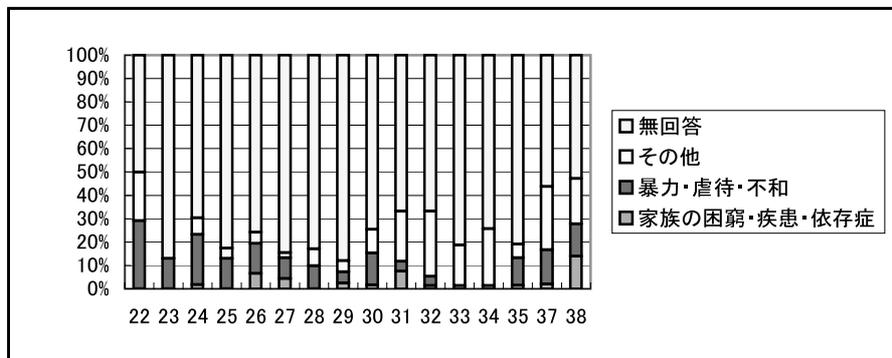
① 利用者の背景にあった問題として、産みの親が「なし、または一人親」、あるいは「養・義・継」親が減少し、学校歴も「不就学、小学中退」「小卒、中学中退」がかなり減少した。しかし、「家族等による犠牲」は、「無回答」平均78%のほか、「暴力・虐待・不和」が多く、敗戦後と1960年以後のそれらの増加は、「売春等」体験者の増加と一致している。② 利用事由の「生活難」

は前半から後半にいたって減り、「ホームレス・家出」「施設転々」等も減っている。女性の就職の浸透と、その一部に含まれる「接客・売春」が、ぎりぎりの選択であったと推測できる。③ 1958年以後、検診・調査が強制的に行なわれた形跡があり、「無回答」が格段に減っており、「性感染症」「依存症」等が、前半2割から後半7割に上昇している。Reproductive Health / Rightsの問題は、1956年にいたって漸く、これらを捉える余裕と視点が明確になってきており、「中絶・流産・死産」が年間平均10人近く、「妊娠・出産」5人となっている。④ 当事者が社会に出る意思は、健康問題や職業へのダメージ等のためか、②の立証と言えるのか、後半の時期は低い。「身近な支援」は前半・後半を通して、「親・親類・きょうだい」が平均約2割、「友人・知人」が1割であり、「公的支援」は後半が、「自立支援」「生活支援」が併せて低い。自立のための「再学習の機会」と、それを支える地域や公的支援の創設が何より必要であった。

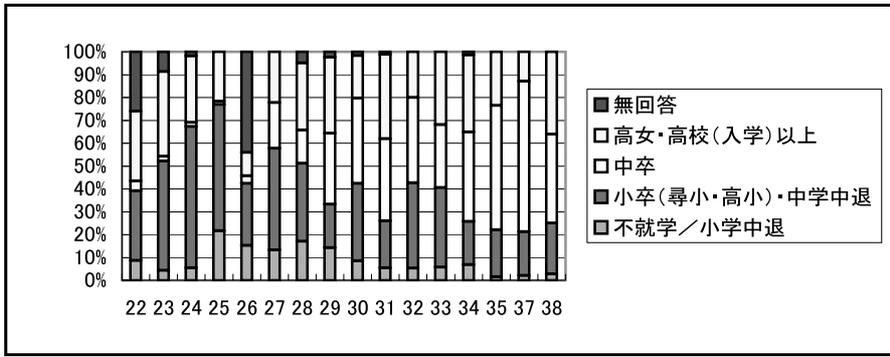
(本調査研究の一部は、お茶の水女子大学21世紀COEプログラム、F-Gens, A-1 (政策と公正)における共同研究によるH.16の組織配分を、また文部科学省科研費(個人研究)H.16の配分をうけています。)



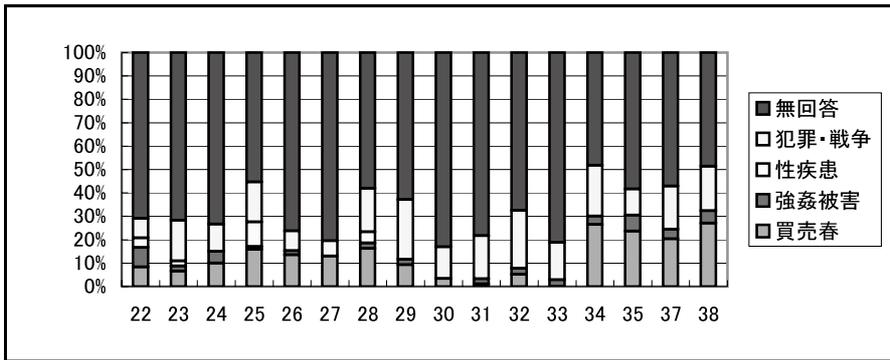
図Ⅲ-1 家族について



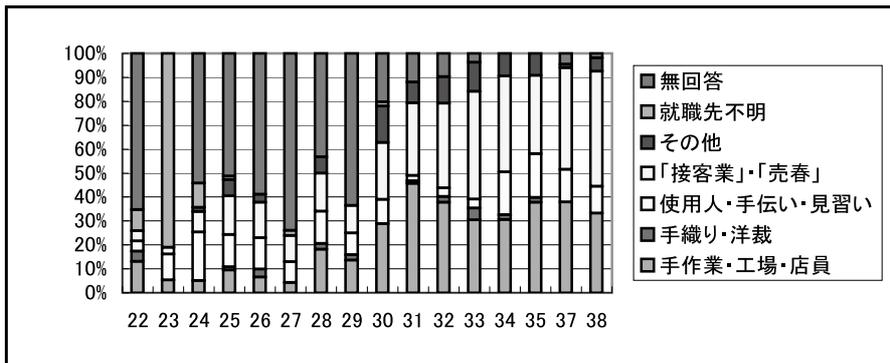
図Ⅲ-2 家族等による養育・教育上の問題/犠牲について



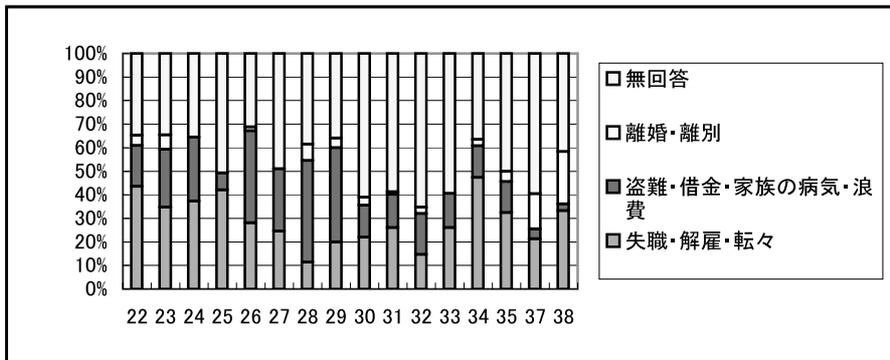
図Ⅲ-3 不就学について



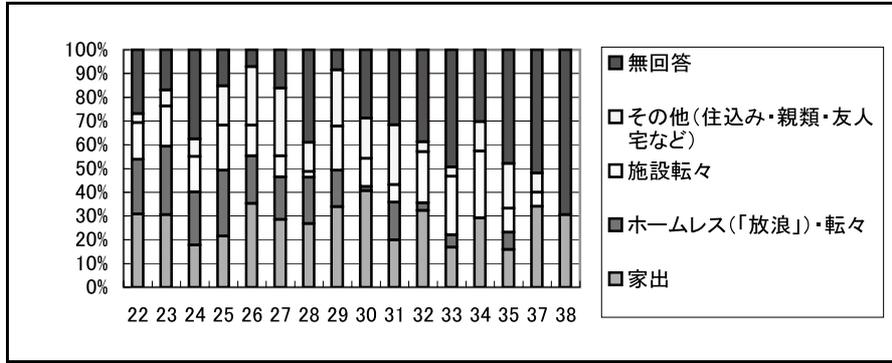
図Ⅲ-4 買売春・強姦/性疾患/犯罪・戦争などの問題



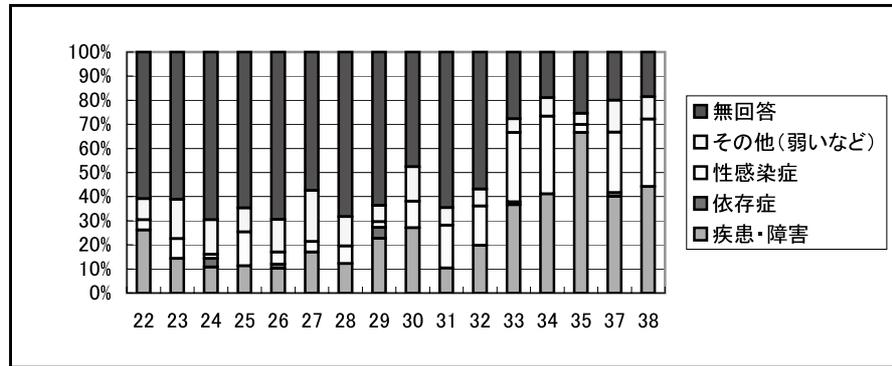
図Ⅲ-5 経験した仕事



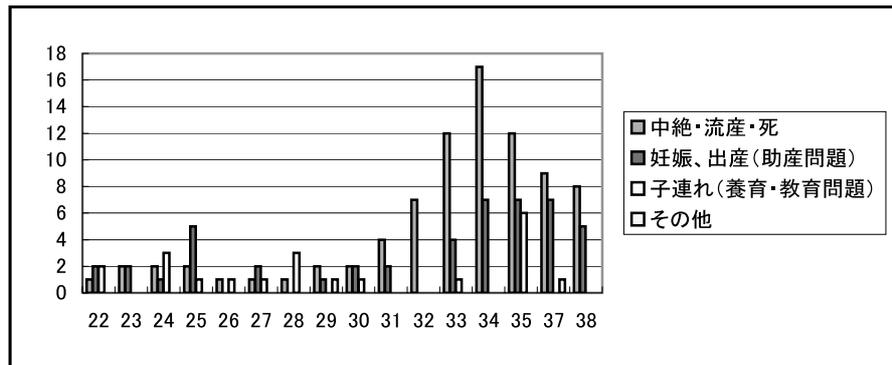
図Ⅳ-1 生活難



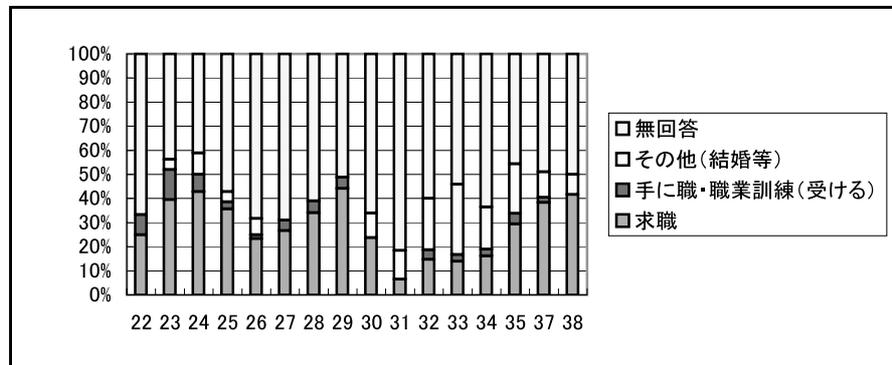
図Ⅳ－２ 住まい



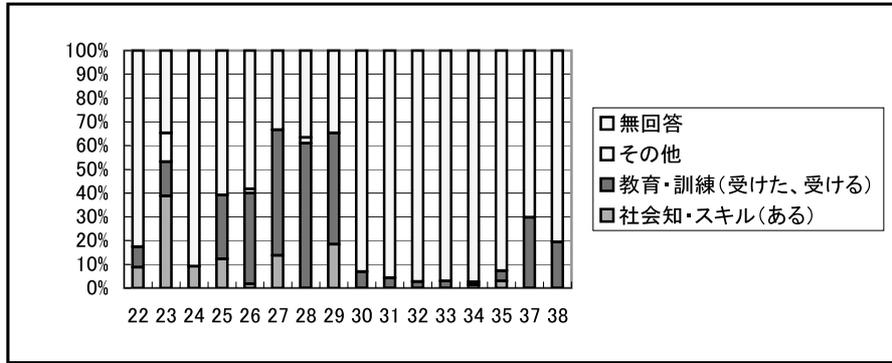
図Ⅳ－３ 健康



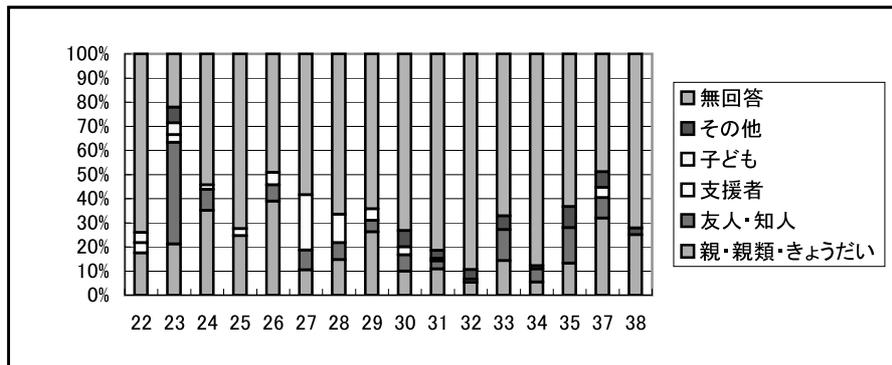
図Ⅳ－４ 産育 (回答数：実数)



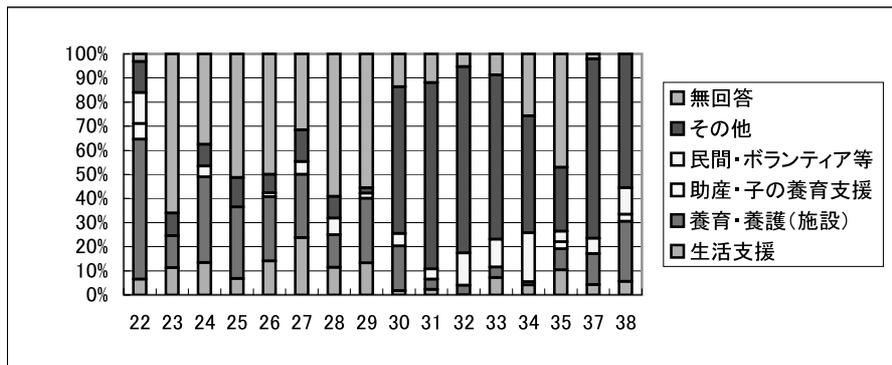
図Ⅴ－１ 当事者の選択・社会復帰等の意思



図V-2 当事者のスキル等



図V-3 支援資源としての家族・友人・知人等 (身近な支援)



図V-4 社会保障・法制度(措置)、社会支援

引用文献・参考文献

- 1 赤川 学, セクシュアリティの歴史社会学, 勁草書房, 1999
- 2 あごら九州編, 買春王国 性を売る女たち, B O C 出版, 1994
- 3 浅倉・戒能, 他, フェミニズム法学 生活と法の新しい関係, 明石書店, 2004
- 4 アジアの児童買春阻止を訴える会, アジアの子ども買春と日本, 明石書店, 1996
- 5 有泉・団藤編, 売春, 法学新書, 1956
- 6 いのうえせつこ, 買春する男たち, 新評論, 1996
- 7 岩波講座, 現代の法 II ジェンダーと法, 岩波書店, 1997
- 8 上野・宮台 ほか, 買春解体新書, 柘植書房新社, 2001
- 9 戒能ほか, 狙われる子どもの性, 啓分社, 1991
- 10 久木元 伸, 人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備についての要綱(骨子), J urist no.1286, 有斐閣, 2005, pp 2-8
- 11 兼松左知子, 閉じられた履歴書, 朝日新聞社, 1990
- 12 河田貞子, 婦人保護施設 Gの援助, 新しい家族 第29号, 1996
- 13 河村湊, 妓生(キーセン), 作品社, 2001
- 15 京都YMCA・APT編, 人身売買と受入大国ニッポン, 明石書店, 2001
- 14 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 I 日本国内調査編, 1995
- 15 (財)横浜市女性協会, 民間女性シェルター調査報告書 II アメリカ調査編, 1995
- 16 (財)横浜市女性協会, 横浜市女性相談ニーズ調査報告書 I, 1996 佐久間 修, 人身の自由に対する罪の法整備について, Jurist no.1286, 有斐閣, 2005, pp.9-16
- 17 ジル・ウィルソン, 松村訳, 子どもの虐待をなくすために, 東信堂, 2001
- 18 城田すず子, マリヤの賛歌, かにた出版部, 1985
- 19 シャノン・ベル, 売春という思想, 青弓社, 2001
- 20 ジャン・ボテロほか, 福井・松本訳, 愛と結婚とセクシュアリティの歴史, 新曜社, 1993
- 21 庄司・島村、ほか, "援助交際"の少女たち, 東研出版, 1997
- 22 新宿区, 新宿区婦人保護事業30年のあゆみ, 1988
- 23 新宿区地域女性史編纂委員会編, 新宿 女たちの十字路, ドメス出版, 1997
- 24 鈴木規之, 沖縄で買春について考える 琉球大生による買春意識調査をもとに 「女たちの21世紀」No16, アジア女性資料センター, 1998
- 25 鈴木・村瀬 ほか, 買春と売春と性の教育, 十月舎, 2001
- 25 全国学校図書館協議会ブックリスト委員会, 性と生を考える, 全国学校図書館協議会, 1992
- 26 全国婦人相談員連絡協議会, 現在 そしてこれから 婦人相談員業務実態調査報告集, 1992
- 27 千田夏光, ニコニコ売春, 汐文社, 1994
- 28 総合女性史研究会, 史料にみる日本女性の歩み, 吉川弘文館, 2000
- 29 総理府編, 売春対策の現況, ぎょうせい, 1986
- 30 Diamond, M., Karlen, A., Sexual Decisions, L. Brown & Company, 1980
- 31 Dooley, M.D., The evolution of welfare participation among Canadian 1973-1991. Canadian lone mothers, Journal of Economy 589-612, 1999
- 32 高橋喜久江, 売買春問題にとりくむ, 明石書店, 2004
- 33 高橋・湯前編, 売春・買春 現代のエスプリNo230, 至文堂, 1986
- 34 田中弘子ほか, さまざまな性, 大月書店, 1994
- 35 田中弘子, 「婦人保護事業」の拡大する役割と現代的意義, 新しい家族 第29号, 1996
- 36 田中弘子, 自立への援助, Gに生きた女性たち, ドメス出版, 1997
- 37 田中弘子, うちがわから見る新宿～居場所、共生、さまざまのセクシュアリティ～, ウィズ新宿 No.73, 2000
- 38 田中弘子, 「売防法」と「DV法」, Gだより 第21号, 2001
- 39 東京都新宿区新宿福祉事務所, 要保護女子についての調査(1), 1971
- 40 同(2), 1974

- 41 東京都民生局, 東京都の婦人保護—売春防止法全面施行15周年記念—, 1973
- 42 東京都民生局婦人部, 東京都婦人更正資金借受者実態調査, 1962
- 43 東京都民生局婦人部, 外国の売春対策の現況, 1970
- 44 東京婦相会, タイ・シェルターと帰国した女性たち現地調査報告集, 1996
- 45 内閣総理大臣官房審議室, 売春対策審議会—その25年の歩み—, 1982
- 46 デラコステ, F.,アレキサンダー, P., セックスワーク性産業に携わる女性たちの声, パンドラ, 1993 (F.Delacoste, P.Alexander, SEX WORK, 1987)
- 47 長尾ひろみ, タイ人女性による殺人事件—法廷通訳人の実態—, 女性学評論 第19号, 神戸女学院大学女性学インスティテュート, 2005, pp 51-65
- 48 波田・平川, シェルター, 青木書店, 1998
- 49 日仏女性研究学会, 買われる性・女性と子ども 女性空間 Espace de Femmes16, 日仏女性資料センター, 1999
- 50 売買春問題ととりくむ会, V T R ; 記録映画 売春, 売買春問題ととりくむ会, 1956
- 51 Hao, L.,Blinton,M.C., Productive Activities and Support Systems of Single Mothers, American Journal of Sociology,1305-44,1997
- 52 林, 婦人福祉研究会, 現代の売買春と女性, 女性福祉研究会, 1995
- 53 林・堀, ほか, 婦人福祉委員会から婦人保護委員会へ, ドメス出版, 2000
- 54 パンドラ編, 買う男、買わない男, 現代書館新装版, 1995
- 55 ブリジェット・ヒル, 福田訳, 女性たちの十八世紀, みすず書房, 1990
- 56 プリチャー, P. 石井訳, 私は娼婦じゃない, めこん, 1994
- 57 藤野豊, 性の国家管理／買売春の近現代史, 不二出版, 2001
- 58 伏見憲明編, Queer Japan VOL.2, 刑草書房, 2000
- 59 藤目ゆき, 性の歴史学, 不二出版, 1999
- 60 婦人保護事業制度研究会編, 婦人保護事業ハンドブック, 日本児童福祉協議会, 2004
- 61 編集復刻版, 買売春問題資料集成 戦前編 第I期, 不二出版, 1998
- 62 同 戦前編 第II期, 不二出版, 2004
- 63 細谷 実, リブの売春論とセックス・ワーク論をつなぐ, 日本女性学会学会誌, 女性学 VOL.10, 新水社, 2002
- 64 Hopkinson,A., 五味・京極訳, 未婚の母たち PART I その境遇, 連合出版, 1980 (Hopkinson,A., SINGLE MOTHERS—THE FIRST YEAR, the Scotish Council for the Single Parents, 1976)
- 65 同 PART II その自立, 1980
- 66 マッキノン,C. 鈴木訳, セクシュアルハラスメント 現代思想 Vol.20-1, 青土社, 1992
- 67 宮台・河野, ほか, 援助交際をする娘へ 論座4, 朝日新聞社, 1998
- 68 宮台・速水, ほか, <性の自己決定>原論, 紀伊国屋書店, 2001
- 69 Mooney, J., Gender, Violence and the Social Order, MACMILLAN PRESS LTD, 2000
- 70 森田・福原, 他, 女性に対する暴力—フェミニズムからの告発—, 松香堂, 1998
- 71 Yolanda Alfaro Tsuda, Human Security and the Issue of Trafficking: Where Does Japan Stand ? 女性学評論, 神戸女学院大学 女性学インスティテュート, pp 67-114
- 72 Radford, J., ほか編, Women, Violence and Strategies for Action, Open University Press, 2000
- 73 リム, L.L.編著, 大間知ほか訳, セックス「産業」—東南アジアにおける売買春の背景—, 日本労働研究機構, 1999 (International Labour Organization, THE SEX SECTOR: The economic and social bases of prostitution in Southeast Asia,1998)
- 74 若尾典子, 買売春と自己決定, JURIST NO.1237, 有斐閣, 2003
- 75 渡辺・朴, ほか, 売春は労働か インパクション84, インパクト出版会, 1994